令和２年度第６回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年８月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和２年８月２６日　午後３時０４分							
場所	五島市役所新本館３階会議室							
農業委員出席委員（１８名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄
			１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（１名）	９	小林　善孝						
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１０	古里　善秀	１４	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 33 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 34 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 35 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 36 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）	可　　決
	議案第 37 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 38 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 6 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、小林善孝委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 18 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和 2 年度第 6 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

始めに、五島市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、議席の指定を行います。

これより、議席番号と氏名を読み上げます。

1 番 南忠明委員、2 番 出口幸博委員、3 番 山﨑早苗委員、4 番 平田光昭委員、5 番 荒木富男委員、6 番 今里誠一委員、7 番 中村耕二委員、8 番 山本実雄委員、9 番 小林善孝委員、10 番 古里善秀委員、11 番 寺脇八夫委員、12 番 長尾五男委員、13 番 上村孝幸委

員、14 番 角田隆章委員、15 番 尾崎初雄委員、16 番 本村元委員、17 番 寺坂誠一委員、18 番 林 賢市委員、19 番 山田勝久。以上のとおり、議席指定いたします。なお、この議席は特別な理由がある場合を除き、本日より 3 年間の任期中の議席といたします。

〇議長
次に、協議に入る前に事務局から連絡があるようですので、説明を求めます。

□事務局
議案の説明に入ります前に、一言お詫び申し上げます。
今回、お送りした総会招集の通知文書に書かれております議題のタイトルと個別の案件に書かれている議題のタイトルが一致していません。
新農地台帳システムで印刷した際、タイトルを修正しないまま議案書を印刷してしまったために、このような形となってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。
議案番号に従って、総会招集の通知文書のタイトルに読み替えていただき、審議をお願いいたします。大変見にくく、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

〇議長
それでは､協議に移ります｡議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長
それでは、議案第 32 号の 1 番を審議いたします。なお、議案第 32 号の 1 番から 4 番については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
3 ページをご覧ください。
議案第 32 号
1 番 権利 ：所有権移転 無償 贈与
所在 ：〇〇町〇〇〇〇番イ 畑、外畑 3 筆 合計 4 筆 7,453 ㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 農業兼団体職員
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 会社員
譲渡理由：息子に生前贈与する。

譲受理由：父より譲り受けて農業経営を行う。

8 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 32 号の 1 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
では、採決いたします。議案第 32 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
ー賛成委員は挙手ー

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 32 号の 1 番は許可されました。

〇議長
次に、議案第 32 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 32 号
2 番　権利　：所有権移転　無償　贈与
所在　：〇〇町〇〇〇〇4 番 1　畑 1 筆　675 ㎡
譲渡人：神奈川県藤沢市〇〇〇〇番地 10　〇〇〇〇　無職
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地 2　　〇〇〇〇　　農業
譲渡理由：遠隔地にいて耕作できないので贈与する。
譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

8 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 32 号の 2 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
では、採決いたします。議案第 32 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
ー賛成委員は挙手ー

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 32 号の 2 番は許可されました。

〇議長
次に、議案第 32 号の 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 32 号
3 番　権利　：所有権移転　無償　贈与
所在　：〇〇町〇〇〇〇番 1　畑、外畑 4 筆、田 1 筆　計 6 筆　19,636 ㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地 8　〇〇〇〇　無職
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇　農業
譲渡理由：高齢により耕作できないので譲受人に譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

8 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 32 号の 3 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第 32 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 32 号の 3 番は許可されました。

〇議長
次に、議案第 32 号の 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 32 号
4 番　権利　：所有権移転　有償　売買で対価が、〇〇〇〇円
所在　：〇〇町〇〇〇〇番 1　畑、外畑 2 筆　合計 3 筆　8,744 ㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地 5　〇〇〇〇　無職
譲受人：〇〇町〇〇〇〇8 番地 1　〇〇〇〇　農業
譲渡理由：高齢により耕作できないので譲受人に譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

8 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 32 号の 4 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第 32 号の 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 32 号の 4 番は許可されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
　　－○番○○○○委員：出席－

○議長
　それでは、議案第 32 号の 5 番を審議いたします。なお、議案第 32 号の 5 番については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第 32 号
　5 番　権利　：所有権移転　無償　贈与
　　所在　：○○町○○○○番 1　畑、外畑 1 筆　合計 2 筆　1,979 ㎡
　　譲渡人：○○町○○○○番地 1　○○○○　　会社員
　　譲受人：○○町○○○○番地 5　○○○○　　農業
　　譲渡理由：就農する見込みがないので従兄弟に譲渡したい。
　　譲受理由：譲り受けて農業経営を拡大したい。

　8 月 18 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第 32 号の 5 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第 32 号の 5 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 32 号の 5 番は許可されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
　　－○番○○○○委員：出席－

○議長
　次に、議案第 32 号の 6 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第 32 号

6番　権利：所有権移転　無償　贈与
所在：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外田1筆　合計2筆　6,337㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　無職
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　団体職員兼農業
譲渡理由：高齢になったので長男に譲り渡す。
譲受理由：父から譲り受けて耕作管理を行う。

8月17日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第32号の6番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第32号の6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第32号の6番は許可されました。

〇議長
次に、議案第33号　農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第4条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをご覧ください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7ページの議案第33号の1番をご説明いたします。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑　982㎡　第1種農地
申請人　：〇〇町〇〇〇〇番地2　　〇〇〇〇
転用目的：農家住宅用地

申請事由：現在の住宅を息子に譲り自己所有住宅を新築する。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既存の石垣により土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。また、転用目的が農家住宅の場合、農家には農作業場等が必要なことから転用する上限の目安を 1,000 ㎡とすることになっております。以上です。

〇議長
次に、議案第 33 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。それでは、議案第 33 号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 33 号の 1 番について、当協議会は去る 8 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 33 号の 1 番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 1
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：農家住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、農家住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決を行います。議案第 33 号に対する〇〇地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は許可相当と決しました。

〇議長
　次に、議案第 34 号　農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、8 から 9 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文につきましては、農地法第 4 条の参照条文で説明したとおりでございます。以上です。

〇議長
　それでは、議案第 34 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、議案第 34 号の 1 番と 2 番については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、10 ページをご覧ください。議案第 34 号の 1 番をご説明いたします。
　権　利　：贈与による所有権移転です。
　所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 6　畑　495 ㎡　第 3 種農地
　譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
　譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇　持分 2 分の 1　〇〇〇〇　持分 2 分の 1
　転用目的：住宅用地
　申請事由：現在、借り住まいのため申請地を父及び義父から譲り受け自宅を新築する。
　申請地は、〇〇〇〇から北へ約 340mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、現状のまま利用し、隣接土地との境界に沿ってブロックを設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣農地とは、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

　次に、11 ページをご覧ください。議案第 34 号の 2 番をご説明いたします。
　権　利　：30 年間の使用貸借権の設定です。
　所　在　：〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番　畑　558 ㎡　第 3 種農地
　貸　人　：〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番 33 号　〇〇〇〇
　借　人　：〇〇町〇〇〇〇番地 2　　〇〇〇〇　〇〇〇〇
　転用目的：住宅用地
　申請事由：現在、借り住まいのため申請地を父及び義父から借り受けて自宅を新築する。

　申請地は、福江小学校から南西へ約 230m に位置し、農業振興地域外で都市計画区域内の準住居地域に用途設定された第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、既存のコンクリートブロックにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣は宅地化されており、耕作農地は無いので、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

また、転用目的が一般個人住宅の場合、転用面積の上限の目安を 500 ㎡としますが、本案件の転用面積は、558 ㎡で 58 ㎡超えています。理由として、分筆するには多額の費用がかかるうえ、残地が 58 ㎡となり畑地として利用ができないとした面積超過の理由書が提出されております。以上です。

〇議長

次に、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。それでは、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理（〇〇〇〇）

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 8 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 34 号の 1 番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 6
申請者　：〇〇〇〇　持分 2 分の 1　外 1 名
転用目的：住宅用地

議案第 34 号の 2 番
所　在　：〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番
申請者　：〇〇〇〇　外 1 名
転用目的：住宅用地

議案第 34 号の 1 番及び 2 番の申請地は、都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域及び準住居地域に用途設定された第 3 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により 1 番及び 2 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 34 号の 1 番及び 2 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号の 1 番及び 2 番は許可相当と決しました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－○番○○○○委員：出席－

○議長
　続きまして、議案第 34 号の 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　最後に、12 ページをご覧ください。議案第 34 号の 3 番をご説明いたします。
　権　利　：売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。
　所　在　：○○町○○○○番 2　畑　562 ㎡　第 1 種農地
　譲渡人　：○○町○○○○番地 1　　○○○○
　譲受人　：○○○○丁目○○○○番 9 号　○○○○
　転用目的：住宅用地
　申請事由：現在、借り住まいであり子供の成長に伴って借家が手狭となり自宅を新築する。

　申請地は、○○○○から南へ約 540mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、住宅建設敷地への進入路のため法面を 0.8m切土造成します。隣接地との境界は、擁壁及びブロック塀を設置するため土砂等の流出の恐れはなく、近隣農地と十分な距離を確保し、建物を平屋建てとすることにより日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
　転用目的が一般個人住宅の場合、転用面積の上限の目安を 500 ㎡としますが、本案件の転用面積は、562 ㎡で 62 ㎡超えています。理由として法面部分が 29.37 ㎡及び進入路部分が 43.15 ㎡であり有効利用面積が 489.48 ㎡となり 500 ㎡を超えておりません。また、残地が 62 ㎡と畑地として利用ができないとした面積超過の理由書が提出されております。
　本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。以上です。

○議長
　次に、議案第 34 号の 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。それでは、議案第 34 号の 3 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長（○○○○）
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第 34 号の 3 番について、当協議会は去る 8 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 34 号の 3 番
　所　在　：○○町○○○○番 2
　申請者　：○○○○

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 34 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号の 3 番は許可相当と決しました。

〇議長

次に、議案第 35 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。議案 35 号につきましては、1 番 1 から 15 番 1 までと、16 番 1 を分けて審議します。

はじめに、議案第 35 号 1 番 1 から 15 番までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。13、14 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

15 ページをご覧ください。

1 番 1　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番 1　　畑　1,996 ㎡

　　貸付人　：〇〇〇〇

借受人　：株式会社　○○○○　代表取締役　○○○○
1番2～1番7につきましては、借受人が1番1と同一な為省略してご説明いたします。
1番2　申請地　：○○町○○○○番1　　畑、外畑7筆　8筆合計10,498㎡
貸付人　：○○○○番3　申請地　：○○町○○○○番1　畑　2,235㎡
貸付人　：○○○○
1番4　申請地　：○○町○○○○番　　畑　2,327㎡
貸付人　：○○○○
1番5　申請地　：○○町○○○○番1　畑　2,071㎡
貸付人　：○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
1番6　申請地　：○○町○○○○番5　畑、外畑1筆　2筆合計3,266㎡
貸付人　：○○○○
1番7　申請地　：○○町○○○○番7　畑　2,033㎡
貸付人　：○○○○
以上、1番1～1番7の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
2番1　申請地　：○○町○○○○番　　畑　2,135㎡
貸付人　：○○○○　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
借受人　：○○○○
2番2、2番3につきましては、借受人が2番1と同一な為省略してご説明いたします。
2番2　申請地　：○○町○○○○番1　　畑　11,396㎡
貸付人　：○○○○
2番3　申請地　：○○町○○○○番1　　畑　4,203㎡
貸付人　：○○○○
以上、2番1～2番3の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
3番1　申請地　：○○町○○○○番1　　畑　2,924㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
3番2～3番5につきましては、借受人が3番1と同一な為省略してご説明いたします。
3番2　申請地　：○○町○○○○番1　　畑、外畑2筆　3筆合計9,943㎡
貸付人　：○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
3番3　申請地　：○○町○○○○番　　畑、外畑1筆　2筆合計5,321㎡
貸付人　：○○○○
3番4　申請地　：○○町○○○○番　　畑　1,880㎡
貸付人　：○○○○
3番5　申請地　：○○町○○○○番1　　畑、外畑5筆　6筆合計9,543㎡
貸付人　：○○○○
以上、3番1～3番5の契約内容は、3番1が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
4番　申請地　：○○町○○○○番　　畑　4,919㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
契約内容は、賃貸借権となっております。
5番　申請地　：○○町○○○○番　　畑、外畑1筆　2筆合計1,503㎡

貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、使用貸借権となっております。
6番　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　　畑、外畑5筆　6筆合計15,659㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：有限会社 〇〇〇〇　取締役　〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
7番　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番3　　畑　566㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、使用貸借権となっております。
8番　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆　2筆合計3,899㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外4名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
借受人　：株式会社　〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
9番1　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番6　田、外田3筆、畑1筆　5筆合計7,258㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
9番2につきましては、借受人が9番1と同一な為省略してご説明いたします。
9番2　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番7　田、外田6筆、畑6筆、樹園地1筆
14筆合計15,022㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、9番1、9番2の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。
10番1　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑1筆　2筆合計8,063㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
10番2につきましては、借受人が10番1と同一な為省略してご説明いたします。
10番2　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑　4,534㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、10番1、10番2の契約内容はすべて賃貸借権となっております。
11番　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番3　　畑　972㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、使用貸借権となっております。
12番　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番3　畑　3,357㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
13番1　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　　田、外田5筆　6筆合計7,478㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
13番2、13番3につきましては、借受人が13番1と同一な為省略してご説明いたします。

13番2　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　　畑　1,597㎡
　　貸付人　：〇〇〇〇
13番3　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　　田、外田1筆　2筆合計3,576㎡
　　貸付人　：〇〇〇〇
　　以上、13番1～13番3の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

ここで訂正をお願いします。14番2の貸付人「〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇」となっておりますが、「〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇　外3名」に訂正をお願いします。住所と名前は14番1に書いていますので、「外3名」の追加をお願いします。
14番1　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　　田、外田1筆　2筆合計2,594㎡
　　貸付人　：〇〇〇〇
　　借受人　：〇〇〇〇
14番2につきましては、借受人が14番1と同一な為省略してご説明いたします。
14番2　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番2　　田　1,471㎡
　　貸付人　：〇〇〇〇　外3名
　　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
　　以上、14番1、14番2の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。
15番　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番2　　田　1,325㎡
　　貸付人　：〇〇〇〇
　　借受人　：〇〇〇〇ー
　　契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、1番1から15番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、1番1から15番1は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
ー「異議なし」という発言ありー

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、1番1から15番1については、32件すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
それでは、議案第35号の16番1を審議いたします。なお、議案第35号の16番1については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
ー〇番〇〇〇〇委員：退席ー

〇議長

事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして所有権移転を説明します。
16番　申請地　　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆　2筆合計76.84㎡
譲渡人　　：〇〇〇〇
譲受人　　：〇〇〇〇
契約内容は贈与となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
「農振」のところで「調査中」とありますが、詳しく説明してもらってもいいですか。

□事務局
ここはまだ調査が入っていないみたいで、「調査中」と書いてありますがまだ調査されていません。

〇議長
たぶん、荒川は国調が終わっていないんです。

□事務局
今後、誰かから申請があったら調査する予定です。

〇議長
他にございませんか。では質疑を終わり、採決いたします。議案第36号、16番1は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第36号の16番1については原案のとおり可決されました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長
次に、議案第36号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局（伊東）
議案説明の前に訂正をお願いします。26ページをお開き願います。1番4になりますが、

地番が「○○○○－○○○○」と書いてありますが、登記にこの地番はありませんので、「○○○○－イ」に変更をお願いします。それと、27 ページの 1 番 11 ですが、「○○町○○○○1」の「畑」の後の現況が消えておりますので、下に「樹園地」、隣の「農振農用地」の「用地」が消えておりますので追加をお願いします。

それでは、議案に移ります。

1 番 1　申請地　：○○町○○○○番　畑、外畑 3 筆　4 筆合計 5,941 ㎡
　　貸付人　：○○○○
　　借受人　：公益財団法人　長崎県農業振興公社　○○○○　○○○○

1 番 2～1 番 14 につきましては､借受人が 1 番 1 と同一な為省略してご説明いたします。

1 番 2　申請地　：○○町○○○○番　畑　2,056 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 3　申請地　：○○町○○○○番　畑　1,378 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 4　申請地　：○○町○○○○番イ　畑　3,061 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 5　申請地　：○○町○○○○番　畑　4,776 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 6　申請地　：○○町○○○○番　田、外田 3 筆、畑 3 筆　7 筆合計 7,574 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 7　申請地　：○○町○○○○番 1　畑、外畑 1 筆　2 筆合計 651 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 8　申請地　：○○町○○○○番　畑、外畑 1 筆　2 筆合計 3,345 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 9　申請地　：○○町○○○○番 1　畑　1,732 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 10　申請地　：○○町○○○○番 1　畑、外田 1 筆　2 筆合計 3,829 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 11　申請地　：○○町○○○○番 樹園地、外樹園地 2 筆　3 筆合計 3,932 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 12　申請地　：○○町○○○○番 1　畑　4,926 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 13　申請地　：○○町○○○○番　田、外田 5 筆　6 筆合計 15,086 ㎡
　　貸付人　：○○○○
1 番 14　申請地　：○○町○○○○番 1　田、外田 17 筆　18 筆合計 17,849 ㎡
　　貸付人　：○○○○
　　以上、1 番 1～1 番 14 の契約内容は、1 番 5、1 番 7、1 番 9 が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。1 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長
　質疑を終わり、採決いたします。議案第36号、利用権設定の1番1から1番14は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第36号の利用権設定1番1外13件については、すべて原案のとおり可決されました。

〇議長
　次に、議案第37号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。30ページをご覧ください。
　農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
　また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。
　さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
　今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第36号1番各号の利用権設定に係る配分計画と再配分であります。

　議案説明の前に訂正をお願いします。32ページをご覧ください。3番1「〇〇町〇〇－〇〇」となっておりますが、先程と同様にカタカナの「イ」に変更をお願いします。それと、35ページをご覧ください。7番1「〇〇町〇〇〇〇」の「田」の下にもう1つ「田」を入れていただき、「農振農用地」の「用地」が消えておりますので記入をお願いします。

　それでは、議案についてご説明いたします。31ページをご覧ください。
　1番1　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑3筆　4筆合計5,941㎡
　　借受人　：株式会社　〇〇〇〇
　1番2につきましては、借受人が1番1と同一な為省略してご説明いたします。
　1番2　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑　1,378㎡
　　以上、1番1、1番2の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
　2番　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑　2,056㎡
　　借受人　：農事組合法人　〇〇〇〇　組合長　〇〇〇〇
　　契約内容は、賃貸借権となっております。
　3番1　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番イ　畑　3,061㎡
　　借受人　：〇〇〇〇有限会社　代表取締役　〇〇〇〇

3番2につきましては、借受人が3番1と同一な為省略してご説明いたします。
3番2　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑　4,776㎡
以上、3番1、3番2の契約内容は、3番1が賃貸借権、3番2が使用貸借権となっております。
4番　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　田、外田3筆、畑3筆　7筆合計7,574㎡
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
5番1　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆　2筆合計651㎡
借受人　：〇〇〇〇
5番2、5番3につきましては、借受人が5番1と同一な為省略してご説明いたします。
5番2　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑1筆　2筆合計3,345㎡
5番3　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑　1,732㎡
以上、5番1～5番3の契約内容は、5番2が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。
6番1　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外田1筆　2筆合計3,829㎡
借受人　：株式会社　〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
6番2、6番3につきましては、借受人が6番1と同一な為省略してご説明いたします。
6番2　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　樹園地、外樹園地2筆　3筆合計3,932㎡
6番3　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑　4,926㎡
以上、6番1～6番3の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。
7番　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番2　田、外田2筆　3筆合計4,120㎡
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
8番　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番3　田、外田2筆　3筆合計5,531㎡
借受人　：〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。
9番1　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番　田、外田5筆　6筆合計15,086㎡
借受人　：〇〇〇〇
9番2につきましては、借受人が9番1と同一な為省略してご説明いたします。
9番2　　申請地　：〇〇町〇〇〇〇番1　田、外田17筆　18筆合計17,849㎡
以上、9番1、9番2の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

以上、1番1～9番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長
議案第37号の1番1から9番2について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第37号の1番1から9番2　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、の 1 番 1 外 15 件は、適当であるとの意見に決しました。

〇議長

次に、議案第 38 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 38 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。38 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4（3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。39 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 4 筆、面積は 10,266 ㎡となっております。4 月からの累計は、田 7 筆、畑 25 筆で合計面積は 36,676 ㎡となっております。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 38 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第6回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　3時　04分　閉会＝